



## 大童子川内水面漁業協同組合 内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項の方法により納付し、組合の承認を受けなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 当該漁業権の対象となっている水産動物を採捕する場合は、まき餌を使用してはならない。

### (遊漁の方法等)

第4条 次の表の魚種、漁具・漁法、区域、期間で遊漁しなければならない。

ア 魚種	イ 漁業の方法	ウ 区 域	エ 期 間
あ ゆ	手釣、竿釣	この規則第5条に規定する禁止区域を除いた区域	7月1日から 翌年3月31日まで
やまめ	手釣、竿釣	同 上	4月1日から 9月30日まで
いわな	手釣、竿釣	同 上	同 上

### (禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
JR五能線鉄橋の上流端から河口までの区域	周 年
大童子川1号砂防ダム（鰐ヶ沢土木事務所施工、昭和37年竣工）の上流端から崩壊の下流端までの区域	同 上

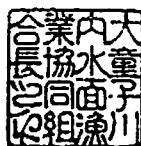
### (全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	10センチメートル
やまめ	15センチメートル
いわな	15センチメートル

### (遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無



料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、100円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	1日 400円、1年 3,000円
やまめ		
いわな		

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

名称	住所
(有)イクタ釣具店	つがる市柏広須照日57-10
きくや釣具店	鰺ヶ沢町大字田中町27
サンクス深浦関店	深浦町大字関字豊田10-1
伊藤商店	深浦町大字柳田字宮崎151-3
藤田商店	深浦町大字岩坂字長谷野28-6

#### (遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。



#### (遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

#### (漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

#### (違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。



別記様式第1号

表

裏

		NO.	注意事項
遊漁承認証			
下記のとおり遊漁を承認します。			
記			
遊 漁 者	(住所)		1 遊漁するときは、この証を携帯しなければならない。
	(氏名)	(年令)	2 この証を他人に貸与してはならない。
承認期間			3 漁場監視員の要求があったときは、この証を提示しなければならない。
魚種			4 遊漁するときは、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
漁具漁法			5 川底をかくはんしてはならない。
漁業区域			6 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。
発行者			
大童子川内水面漁業協同組合 印			

大童子川



別記様式第2号

表

裏

NO.	注意事項
<p>漁場監視員証</p> <p>下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。</p> <p>記</p> <p>(住所)</p> <p>(氏名) (年令)</p> <p>有効期間</p> <p>発行者</p> <p>大童子川内水面漁業協同組合 印</p>	<p>1 監視の際は、この証を携帯しなければならない。</p>

大童子川内水面漁業協同組合 印